

会社法第 794 条第 1 項及び  
会社法施行規則第 193 条に定める事前備置書類  
(株式交換に係る事前開示事項)

2023 年 10 月 16 日

アルヒ株式会社

会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める事前備置書類  
(株式交換に係る事前開示事項)

2023 年 10 月 16 日  
東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号  
アルヒ株式会社  
代表取締役社長 CEO 兼 COO 勝屋 敏彦

アルヒ株式会社(以下「当社」といいます。)は、2023 年 12 月 1 日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、SBI エステートファイナンス株式会社 (以下「SBI エステートファイナンス」といいます。)を株式交換完全子会社とする株式交換 (以下「本株式交換」といいます。)を実施いたします。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容(会社法第 794 条第 1 項)

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項 (会社法施行規則第 193 条第 1 号)

別紙 2 のとおりです。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項 (会社法施行規則第 193 条第 2 号)

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項 (会社法施行規則第 193 条第 3 号)

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは当該臨

## 時計算書類等の内容

該当事項はありません。

### (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

#### ① 本株式交換契約の締結

SBI エステートファイナンスは、当社との間で、2023 年 9 月 13 日、別紙 1 の株式交換契約を締結しております。

### 5. 株式交換完全親会社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

#### ① 剰余金の配当

当社は、2023 年 6 月 21 日開催の当社株主総会決議により、2023 年 6 月 23 日を効力発生日として、当社普通株式 1 株につき 25 円、配当総額 888,993,500 円の剰余金の配当を行いました。

#### ② 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

当社は、2023 年 6 月 21 日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に係る事項について決議し、2023 年 7 月 20 日に以下のとおり自己株式を処分しました。

(a)処分した自己株式の種類及び数：普通株式 42,000 株

(b)処分価額：1 株につき 1,009 円

(c)処分総額：42,378,000 円

(d)処分先及びその人数並びに処分株式の数：

当社の業務執行取締役 2 名 30,000 株

当社の取締役を兼務しない執行役員 6 名 12,000 株

#### ③ 本株式交換契約の締結

当社は、SBI エステートファイナンスとの間で、2023 年 9 月 13 日、別紙 1 の株式交換契約を締結しております。

### 6. 会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者に対する、株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

本株式交換については、会社法第 799 条第 1 項の規定により異議を述べることができる債権者は存在しないため、該当事項はありません。

以 上

別紙 1 : 株式交換契約書

## 株式交換契約書

アルヒ株式会社（以下「アルヒ」という。）及び SBI エステートファイナンス株式会社（以下「SBI エステートファイナンス」という。）は、2023 年 9 月 13 日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第 1 条（本株式交換）

アルヒ及び SBI エステートファイナンスは、本契約の規定に従い、アルヒを SBI エステートファイナンスの株式交換完全親会社とし、SBI エステートファイナンスをアルヒの株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、アルヒは、本株式交換により、SBI エステートファイナンスの発行済株式の全部を取得する。

### 第 2 条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

アルヒ及び SBI エステートファイナンスの商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) アルヒ（株式交換完全親会社）

商号：アルヒ株式会社

住所：東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号

(2) SBI エステートファイナンス（株式交換完全子会社）

商号：SBI エステートファイナンス株式会社

住所：東京都新宿区西新宿二丁目 6 番 1 号

### 第 3 条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. アルヒは、本株式交換に際して、本株式交換によりアルヒが SBI エステートファイナンスの発行済株式の全部を取得する時点の直前時における SBI エステートファイナンスの株主（以下「本割当対象株主」という。）に対して、SBI エステートファイナンスの普通株式に代わり、その有する SBI エステートファイナンスの普通株式の数の合計に 3,862（当該比率を以下「本株式交換比率」という。）を乗じて得た数のアルヒの普通株式を交付する。
2. アルヒは、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その有する SBI エステートファイナンスの普通株式 1 株につき、アルヒの普通株式 3,862 株の割合をもって、アルヒの普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従いアルヒが本割当対象株主に対して割り当てるべきアルヒの普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、アルヒは会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い処理する。

#### 第4条（アルヒの資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加すべきアルヒの資本金及び準備金の額は会社計算規則第39条に定めるところに従いアルヒが別途適当に定める金額とする。

#### 第5条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「**本効力発生日**」という。）は、2023年12月1日とする。但し、本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、アルヒ及びSBIエステートファイナンスは協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第6条（株主総会の承認）

1. アルヒは、本効力発生日の前日までに、株主総会（以下「**本アルヒ株主総会**」という。）を開催し、本契約及び本株式交換に必要な事項について株主総会の決議による承認を求める。
2. SBIエステートファイナンスは、本効力発生日の前日までに、本契約について株主総会（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下「**本SBIエステートファイナンス株主総会**」という。）の決議による承認を求める。

#### 第7条（事業の運営等）

1. アルヒ及びSBIエステートファイナンスは、本契約締結日から本効力発生日までの間、相手方当事者の事前の書面による承諾がある場合を除き、通常の業務の範囲内で、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして、善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。
2. アルヒ及びSBIエステートファイナンスは、本契約締結日から本効力発生日までの間、相手方当事者の事前の書面による承諾がある場合を除き、自ら又はその子会社をして、本株式交換の実行又は本株式交換比率に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を行い又は行わせる場合は、事前に、相手方当事者と協議及び合意の上、当該合意に従って行い又は行わせるものとする。

#### 第8条（本契約の変更及び解除）

本契約締結日以降本効力発生日の前日までの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、アルヒ及びSBIエステートファイナンスは、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第9条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、(i) 本アルヒ株主総会において本契約及び本株式交換に必要な事項についての承認が受けられない場合、(ii) 本 SBI エステートファイナンス株主総会において本契約の承認が受けられない場合、(iii) 法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合、並びに(iv) 前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

#### 第10条（合意管轄裁判所）

本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第11条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、アルヒ及び SBI エステートファイナンスは誠実に協議し、その解決を図るものとする。

（以下余白）



本契約成立の証として、本書2通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、各1通を保有する。

2023年9月13日

アルヒ

東京都港区六本木一丁目6番1号

アルヒ株式会社

代表取締役 勝屋 敏彦



本契約成立の証として、本書2通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、各1通を保有する。

2023年9月13日

SBI エステートファイナンス

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

SBI エステートファイナンス株式会社

代表取締役社長 高橋 和彦



別紙2：会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

1. 本株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	SBI エステートファイナンス (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る交換比率	1	3,862
本株式交換により交付する株式	当社普通株式 8,631,570 株 (予定)	

- (※1) 本株式交換に係る割当比率 (以下「本株式交換比率」といいます。)  
当社は、SBI エステートファイナンスの普通株式 1 株に対して、当社普通株式 3,862 株を割当交付します。ただし、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議及び合意の上、変更されることがあります。
- (※2) 本株式交換により交付する株式数  
当社は、本株式交換に際して、当社普通株式 8,631,570 株を、当社が SBI エステートファイナンスの発行済株式の全てを取得する時点の直前時の SBI エステートファイナンスの株主に対して割当交付する予定です。なお、交付する当社普通株式については、新たに普通株式の発行を行う予定です。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

①割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当社並びに当社の連結子会社であるアルヒ RPA ソリューションズ株式会社、アルヒ不動産テクノロジーズ株式会社、及びアルヒ住み替えコンシェルジュ株式会社から構成される企業グループ (以下「当社グループ」といいます。)、並びに SBI エステートファイナンス及び当社の親会社である SBI ノンバンクホールディングス株式会社 (以下「SBI ノンバンクホールディングス」といいます。)) 及び SBI ホールディングス株式会社 (以下「SBI ホールディングス」といいます。)) を含む、SBI ホールディングス並びにその子会社及び持分法適用会社から構成される企業グループ (以下、総称して「SBI グループ」といいます。)) から独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング (以下「プルータス・コンサルティング」といいます。)) より、当社及び SBI エステートファイナンスの株式交換比率に関する算定書 (以下「本株式交換比率算定書」といいます。)) を取得しました (本株式交換比率算定書の概要については、下記「②算定に関する事項」の「(b)算定の概要」をご参照ください。))。なお、プルータス・コンサルティングは、当社、SBI エステートファイナンス及び SBI ノンバンクホールディングスの関連当事者には該当せず、記載すべき利害関係も有しておりません。

当社は、本株式交換比率算定書を参考に、当社及び SBI エステートファイナンスの財務の状況、資産の状況、将来の事業活動の見通し、SBI エステートファイナンス及び SBI ノンバンクホールディングスとの間で利害関係を有しないメンバーで構成される特別委員会 (詳細については、下記「3.(2)利益相反を回避するための措置」の「①当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)) から取得した答申書、並びにリーガルアドバイザーからの法的助言等を総合的に勘案し、SBI エステートファイナンスとの間で株式交換比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に本株式交換における交換比率はプルータス・コンサルティングが算定した株式交換比率の範囲内であり、当社の株主にとって不利益なものではないとの判断に至ったため、2023年9月13日

付の取締役会決議により、本株式交換比率を含む本株式交換契約の締結を決定いたしました。

## ②算定に関する事項

### (a) 算定機関の名称並びに当社、SBI エステートファイナンス及び SBI ノンバンクホールディングスとの関係

当社は、当社グループ及び SBI グループから独立した第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングを選定し、2023 年 9 月 12 日付で、本株式交換比率算定書を取得しました。なお、ブルータス・コンサルティングは、当社、SBI エステートファイナンス及び SBI ノンバンクホールディングスの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

### (b) 算定の概要

ブルータス・コンサルティングは、本株式交換比率について、当社の株価については上場株式であることから、市場株価法を採用するとともに、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を採用して算出を行い、非上場会社である SBI エステートファイナンスの株価については類似会社比較法及び DCF 法をもとにして株式価値を算定し、当社は、算定結果につきブルータス・コンサルティングより本株式交換比率算定書を受領いたしました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式交換比率の算定レンジは、当社株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の各算定手法による算定レンジを記載したものです。

算定手法		株式交換比率の算定レンジ
当社	SBI エステートファイナンス	
市場株価法	DCF 法	2,741 ～ 5,295
市場株価法	類似会社比較法	2,951 ～ 4,560
DCF 法	DCF 法	1,802 ～ 5,422
類似会社比較法	類似会社比較法	2,348 ～ 5,870

市場株価法では、2023 年 9 月 12 日（基準日）を算定基準日として、基準日の終値及び基準日までの 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各株価終値平均を採用いたしました。

DCF 法では、当社が 2023 年 5 月に公表している「中期経営計画 2023（2024 年 3 月期から 2028 年 3 月期の 5 年間）」を基に、2024 年 3 月期から 2028 年 3 月期までの 5 期分の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が 2024 年 3 月期第 2 四半期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析しております。なお、ブルータス・コンサルティングが DCF 法の採用に当たり前提とした当社の財務予測においては、大幅な増益を見込んでおります。具体的には、固定金利住宅ローン商品である【フラット 3 5】市場においては、直近の融資実行件数は減少しているものの、株式会社 SBI 新生銀行との共同開発による変動金利商品を投入し変動金利商品にも注力することで、融資実行件数を増加させることを見込んでおり、2025 年 3 月期及び 2026 年 3 月期において対前年度比で大幅な増益を見込んでおります。一方、ブルータス・コンサルティングが DCF 法の採用にあたり前提とした SBI エステートファイナンスの財務予測においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

## 2. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い当社が別途適当に定める額とします。この取扱いは、当社の機動的な資本政策を実現すべく、会社計算規則及び公正な会計基準等に基づき定めており、相当であると判断しております。

### 3. 支配株主以外の株主の利益を害さないように留意した事項

#### (1) 公正性を担保するための措置

本株式交換においては、SBI エステートファイナンスが当社の親会社である SBI ノンバンクホールディングスの完全子会社であることから、本株式交換は支配株主との重要な取引等に該当するため、公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を講じております。

##### ① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当社グループ及び SBI グループから独立した第三者算定機関として、プルータス・コンサルティングを選定し、2023 年 9 月 12 日付で、本株式交換比率算定書を取得しました。当該算定書の概要は、上記「1.(2)②算定に関する事項」をご参照ください。

##### ② 独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式交換に係る当社取締役会の意思決定過程における公正性及び適正性を担保するため、当社グループ及び SBI グループから独立したリーガルアドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業を選任し、同事務所から、本株式交換に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について法的助言を受けております。

#### (2) 利益相反を回避するための措置

本株式交換は、SBI エステートファイナンスが当社の親会社である SBI ノンバンクホールディングスの完全子会社であることから、支配株主との重要な取引等に該当するため、以下のとおり利益相反を回避するための措置を講じております。

##### ① 当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

当社は、本株式交換に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが当社の少数株主の皆様にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、いずれも、SBI エステートファイナンス、SBI ノンバンクホールディングス及び SBI ホールディングスと利害関係を有しておらず、当社の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている大信田博之氏及び澤田忠之氏（弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所）、当社の社外監査役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている中野竹司氏（奥・片山・佐藤法律事務所）の 3 名により審議及び決議される当社の特別委員会に対し、（i）本株式交換の目的の正当性・合理性、（ii）本株式交換に係る手続の公正性、（iii）本株式交換に係る条件（株式交換の対価を含む。）の公正性・妥当性、（iv）上記（i）乃至（iii）の観点から、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益なものでないか、（以下（i）乃至（iv）を総称して「本件諮問事項」といいます。）について諮問しました（本株式交換に関する当社の特別委員会を、以下「本件特別委員会」といいます。）。なお、当社の特別委員会については、上記の 3 名に加えて、当社の代表取締役社長勝屋敏彦氏もその構成員となっておりますが、当社の特別委員会の決議に基づき、本株式交換の性質に鑑み、同氏は、本件特別委員会については、その全てにおいて、審議及び議決に参加しておりませ

ん。

本件特別委員会は、2023年8月3日から2023年9月12日までに、会合を合計5回にわたって開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本件諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、まず第1回の特別委員会において、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関であるブルータス・コンサルティング及びリーガルアドバイザーである西村あさひ法律事務所・外国法共同事業につき、いずれも専門性及び独立性に問題がないことを確認した上で、その選任を承認しました。

その上で、当社からは、当社の事業内容・事業環境、主要な経営課題、本株式交換により当社の事業に対して想定されるメリット・デメリット、株式交換比率の前提となる当社の事業計画の策定手続等について説明を受けたほか、SBI エステートファイナンスに対して本株式交換の目的等に関する質問状を送付した上で、SBI エステートファイナンスから、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換を選択した理由、本株式交換後の経営方針や従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社のリーガルアドバイザーである西村あさひ法律事務所・外国法共同事業から、本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法・過程等、本件特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、SBI エステートファイナンスに対する法務デュー・ディリジェンスの結果について報告を受け、質疑応答を行いました。さらに、当社は、デロイト・トーマツ・ファイナンシャルアドバイザー合同会社に対して、SBI エステートファイナンスに対する財務・税務デュー・ディリジェンスの実施を依頼し、本件特別委員会は、同社から財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について報告を受け、質疑応答を行いました。また、本件特別委員会は、第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングから、本株式交換における株式交換比率の評価の方法及び結果に関する説明を受け、質疑応答を行いました。なお、本件特別委員会は、当社と SBI エステートファイナンスとの間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容につき適時に報告を受けた上で、当社が本株式交換比率についての最終的な提案を行うまで、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等して、SBI エステートファイナンスとの交渉過程に実質的に関与しております。

本件特別委員会は、かかる手続を経て、本件諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、(i) 本株式交換は、当社の企業価値の向上に資するものと認められ、その目的は正当性・合理性を有すると考えられる旨、(ii) 本株式交換に係る手続は公正なものであると考えられる旨、(iii) 本株式交換に係る条件は公正・妥当であると考えられる旨、及び(iv) 上記(i)乃至(iii)を踏まえ、本株式交換を行うことは当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨が記載された答申書を、2023年9月12日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

## ② 当社における、利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認

2023年9月13日開催の当社取締役会では、当社の取締役7名のうち太田智彦氏及び高橋和彦氏を除く5名全員の一致で、本株式交換に関する承認決議を行いました。また、上記の取締役会には、当社の全ての監査役が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、太田智彦氏及び高橋和彦氏は、当社の親会社である SBI ホールディングスの子会社の役職員を兼務していること、及び高橋和彦氏については株式交換完全子会社である SBI エステートファイナンスの代表取締役を兼任していることに鑑み、本株式交換に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、いずれも、当社の取締役会における本株式交換に関する審議及び決議に参加しておらず、当社の立場において本株式交換に関する SBI エステートファイナンスとの協議・交渉に参加しておりません。

別紙3：SBI エステートファイナンスの最終事業年度に係る計算書類等

# 事業報告

〔 自 令和 4 年 4 月 1 日  
至 令和 5 年 3 月 3 1 日 〕

## 1. 会社の状況に関する重要な事項

### 1-1. 当社主要事業の経過及びその成果

当社の主要事業である不動産担保ローン事業におきましては、当期の融資実行金額が 19,127 百万円（前期比 10.5%増）となりました。当期末の営業貸付金は 24,891 百万円（前期比 10.1%増）にて着地しました。

以上の結果、売上高は 1,840 百万円（前期比 11.4%増）、営業利益は 524 百万円（前期比 3.2%増）となりました。

### 1-2. 直前三事業年度の財産及び損益の状況

単位：百万円

区分	平成 31 年度 第 25 期	令和 2 年度 第 26 期	令和 3 年度 第 27 期	令和 4 年度 第 28 期
売上高	1,624	1,588	1,651	1,840
当期純利益	371	363	390	428
1 株当たり当期純利益	166,162 円	162,460 円	174,825 円	191,789 円
総資産	23,705	22,531	28,697	36,295
純資産	7,232	7,595	7,986	8,414
1 株当たり純資産額	3,236,013 円	3,398,474 円	3,573,299 円	3,765,089 円

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1 株当たり当期純利益及び 1 株当たり純資産額は円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

3. 1 株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づいて算出しております。



1-3. 主要な営業所及び使用人の状況

① 主要な事業所

名称	所在地
本社	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
船橋支店	千葉県船橋市本町二丁目2番7号
大宮支店	埼玉県さいたま市大宮区宮町一丁目114番1号

②使用人の状況

従業員数	前事業年度末比増減数
76名	3名増

(注) 従業員には、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。

1-4. 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

会社名	持株数 (株)	親会社の議決権所有割合 (%)
SBIFS 合同会社	2,123	94.9

②重要な子会社の状況

会社名	主たる事業	資本金(百万円)	当社の出資比率(%)
SBI スマイル株式会社	不動産業	50	100.0
SBI ギャランティ株式会社	家賃債務保証業	100	100.0

③親会社等との取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

取引の類型	留意した事項
出向負担金の支払	職級に応じた人件費を基準とし取引条件を決定しております。
資金の貸付及び借入等	取引に係る利率は市場金利を勘案し合理的に決定しております。
手数料等の受取	役務提供に対する費用等を勘案し価格を合理的に決定しております。

## 1-5. 資金調達の様況

### ①当期の資金調達の様況

単位：百万円

項目	前期末	当期末	増減
借入金	18,867	25,836	6,969
社債	1,600	1,800	200
合計	20,467	27,636	7,169

### ②主要な借入先及び借入額

単位：百万円

借入先	前期末	当期末	増減
株式会社東京スター銀行	3,120	3,540	420
株式会社きらぼし銀行	3,329	3,324	△5
株式会社SBI 新生銀行	0	3,000	3,000
株式会社みずほ銀行	0	2,000	2,000

## 2. 業務の適正を確保するための体制に関する決定等

当社では業務の適正を確保するための体制を取締役会にて決議しております。

## 3. 会計監査人に関する事項

### ①会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

# 貸 借 対 照 表

令和5年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
<b>【 流 動 資 産 】</b>	30,195,478	<b>【 流 動 負 債 】</b>	23,064,372
現金及び預金	5,205,135	短期借入金	19,660,000
営業貸付金	24,891,780	1年内返済予定の長期借入金	2,377,352
未収営業貸付金利息	76,672	1年内償還予定の社債	800,000
預 け 金	1,000	リ ー ス 債 務	1,681
前 払 費 用	49,033	未 払 金	59,159
そ の 他	18,245	未 払 費 用	16,436
貸 倒 引 当 金	△ 46,389	未 払 法 人 税 等	122,068
<b>【 固 定 資 産 】</b>	6,100,108	前受営業貸付金利息	4,601
(有形固定資産)	45,281	そ の 他	23,072
建 物	32,341	<b>【 固 定 負 債 】</b>	4,816,239
器 具 備 品	9,266	社 債	1,000,000
リ ー ス 資 産	3,673	長 期 借 入 金	3,799,056
(無形固定資産)	10,793	リ ー ス 債 務	2,412
ソ フ ト ウ ェ ア	10,145	資 産 除 去 債 務	14,770
電 話 加 入 権	648	負 債 合 計	27,880,611
(投資その他の資産)	6,044,032	純 資 産 の 部	
関係会社株式	95,000	<b>【 株 主 資 本 】</b>	8,414,974
関係会社長期貸付金	5,840,654	資 本 金	2,405,001
繰延税金資産	20,567	資 本 剰 余 金	1,405,161
差入保証金	75,381	資 本 準 備 金	1,405,161
そ の 他	12,429	利 益 剰 余 金	4,604,811
		利 益 準 備 金	249,840
		そ の 他 利 益 剰 余 金	4,354,971
		繰越利益剰余金	4,354,971
		純 資 産 合 計	8,414,974
資 産 合 計	36,295,586	負 債 ・ 純 資 産 合 計	36,295,586

# 損 益 計 算 書

〔 自 令和 4年 4月 1日〕  
〔 至 令和 5年 3月 31日〕

科 目	金	額
		千円
<b>【 営 業 収 益 】</b>		
営業貸付金利息	1,373,083	
その他の金融収益	13	
その他の営業収益	467,550	1,840,648
<b>【 営 業 費 用 】</b>		
金融費用	285,993	
その他の営業費用	1,030,361	1,316,354
営業利益金額		524,294
<b>【 営 業 外 収 益 】</b>		
関係会社受入手数料	4,320	
関係会社貸付金利息	68,870	
受取賃借料	11,082	
その他	5,121	89,394
<b>【 営 業 外 費 用 】</b>		
リース支払利息	51	51
経常利益金額		613,637
税引前当期純利益金額		613,637
法人税、住民税及び事業税	192,121	
法人税等調整額	△ 7,134	184,987
当期純利益金額		428,649

**株主資本等変動計算書**  
 (自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益 剰余金 合計		
令和4年4月1日残高	2,405,001	1,405,161	249,840	3,926,321	4,176,161	7,986,324	7,986,324
事業年度中の変動額							
当期純利益	-	-	-	428,649	428,649	428,649	428,649
事業年度中の変動額合計	-	-	-	428,649	428,649	428,649	428,649
令和5年3月31日残高	2,405,001	1,405,161	249,840	4,354,971	4,604,811	8,414,974	8,414,974

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式                      移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～22年
器具備品	3年～15年

##### ②無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) ヘッジ会計の方法

##### ①ヘッジ会計の方法

金利スワップ及び金利キャップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

##### ②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	金利スワップ、金利キャップ
ヘッジ対象	借入金の利息

##### ③ヘッジ方針

当社は、金利によるキャッシュ・フローの変動リスクを回避する目的で行っております。

##### ④ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ及び金利キャップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

#### (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

なお、控除対象外消費税等は全額当期の費用として計上しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産 営業貸付金 17,641,658 千円

②担保に係る債務 短期借入金 10,240,000 千円

1年内返済予定の長期借入金 395,900 千円

長期借入金 427,300 千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 45,408 千円

### (3) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入金に対する債務保証 768,000 千円

### (4) 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務 1,760,004 千円

## 3. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

営業取引

営業費用 129,209 千円

営業外取引 75,676 千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び数

普通株式 2,235 株

### (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

### (3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	
未払事業税	8,931 千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	8,086 千円
資産除去債務	4,522 千円
その他	<u>2,454 千円</u>
繰延税金資産合計	23,994 千円
繰延税金負債	
資産計上している資産除去費用	<u>△3,427 千円</u>
繰延税金資産純額	<u>20,567 千円</u>

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、親会社及び銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しております。

営業貸付金に係る顧客の信用リスクは与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

関係会社長期貸付金は不動産業を営む子会社に対する貸付金であります。子会社の信用リスクについては、子会社の状況を定期的にモニタリングし、期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

差入保証金は主に建物の賃貸人に対し敷金として差入れているもの及び東京法務局に宅地建物取引業の営業保証金を供託しているものであります。差入保証金に係るリスクは、差入先の財務状況を定期的に確認することによりリスク管理を行っております。

借入金、及び社債の用途は運転資金であり、一部の借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引及び金利キャップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引及び金利キャップ取引であります。なおヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載されている「ヘッジ会計の方法」に記載しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。



(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
<b>【流動資産】</b>			
① 営業貸付金	24,891,780		
貸倒引当金(*2)	△46,389		
	24,845,391	24,892,539	47,148
<b>【固定資産】</b>			
② 関係会社長期貸付金	5,840,654	5,840,654	—
③ 差入保証金	75,381	64,349	△11,031
資産計	30,761,427	30,797,544	36,116
<b>【固定負債】</b>			
④ 社債	1,000,000	1,000,000	—
⑤ 長期借入金	3,799,056	3,799,056	—
⑥ デリバティブ取引	—	—	—
負債計	4,799,056	4,799,056	—

(\*1) 「現金及び預金」「短期借入金」「1年内返済予定の長期借入金」「1年内償還予定の社債」については、現金であること、及び預金、短期借入金、1年内返済予定の長期借入金、1年内償還予定の社債が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 営業貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 営業貸付金

これらの時価は、貸付期間及び担保状況に応じた債権区分ごとに、元利金の合計額を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。また、担保による回収を予定している債権については、担保による回収見込額等に基づいて時価を算定しております。

② 関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値が、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 差入保証金

差入保証金の時価のうち、敷金は返還されるまでの期間及び当事業年度末時点におけるリスクフリーレートにより割り引いた現在価値によっております。

また、営業保証金は当事業年度末時点における30年のリスクフリーレートにより割り引いた現在価値によっております。

④ 社債

社債の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値が、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合

に想定される利率で割り引いた現在価値が、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

(上記⑤参照)。

(注2) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	95,000

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	SBI ホールディングス(株)	東京都港区	139,272,106	SBIグループ事業統括	被所有 間接 100%	役員 1名	なし	出向負担金の支払(注)1	103,314	未払金	40,004
								資金の借入	3,200,000	短期借入金	1,500,000
								資金の返済	2,000,000	—	—
								利息の支払い	7,910	—	—

(注) 1. 出向負担金の支払額については、職級に応じた人件費を基準とし、契約により取引条件を決定しております。

## (2) 子会社

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	SBI スマイル(株)	東京都新宿区	50,000	不動産業	所有 直接 100%	役員 2名	なし	資金の貸付(注)1	8,418,254	関係会社 長期貸付金	5,840,654
								資金の返済	6,252,404	—	—
								利息の受取(注)1	68,870	—	—
								手数料の受取(注)2	4,320	—	—
								貸貸料の受取(注)3	1,606	—	—
子会社	SBI キャラシティ(株)	東京都千代田区	100,000	家賃債務保証業	所有 直接 100%	役員 1名	なし	資金の借入	6,270,000	短期借入金	220,000
								資金の返済	6,170,000	—	—
								利息の支払	6,365	未払利息	180

(注) 1. 資金の貸付及び利息の受取については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

2. 手数料については、役務提供に対する費用等を勘案して合理的に価格を決定しております。

3. 貸貸料については、近隣の取引実勢に基づき、物件の所有、管理に係る諸経費等を勘案して決定しております。

## (3) 兄弟会社

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の孫会社	SBI 損害保険(株)	東京都港区	20,500,601	損害保険業	なし	なし	なし	社債の発行(注)1	800,000	1年内償還予定の社債	800,000
								社債の償還	500,000		
								社債利息の支払い	8,931	未払社債利息	1,344
親会社の孫会社	SBI アーキオリティ(株)	東京都新宿区	147,500	住宅性能評価事業	なし	なし	なし	貸貸料の受取(注)2	7,976	—	—

(注) 1. 社債の発行については、少数私募債(固定利付債)であり、社債の利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 貸貸料については、近隣の取引実勢に基づき、物件の所有、管理に係る諸経費等を勘案して決定しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,765,089 円 37 銭
(2) 1株当たり当期純利益	191,789 円 70 銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、及び個別注記表の千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

# 独立監査人の監査報告書

2023年 5月 31日

SBI エステートファイナンス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 能 勢 直 子  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、SBI エステートファイナンス株式会社の 2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの第 28 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含ま

れる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役の監査報告

### 監査報告書

私は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和 5年 6月 5日

SBI エステートファイナンス株式会社

監査役 登 輝 久